

**作業環境測定士試験**  
**(労働衛生関係法令)**

受験番号	
------	--

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時使用する労働者の数が50人以上であれば、卸小売業の事業場であっても、衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、衛生委員会の委員に、当該事業場で作業環境測定を担当している作業環境測定士を指名することができる。
- 3 事業者は、常時100人以上の労働者を使用する製造業の事業場については、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、2人以上の衛生管理者を選任する場合、そのうちの1人は、当該事業場に所属していない労働衛生コンサルタントとすることができる。
- 5 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する製造業の事業場については、安全衛生推進者を選任しなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者を雇い入れたときは、その労働者に対し、法令で定める安全衛生教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、その労働者に対し、法令で定める安全衛生教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、特定化学物質を取り扱う業務に労働者をつかせるときは、その労働者に対し、法令で定める特別の安全衛生教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、法令で定める特別の安全衛生教育を行ったときは、記録を作成して、これを一定の期間保存しておかななければならない。
- 5 事業者は、一定の業種の事業場においては、新たに職務につくこととなった職長に対し、法令で定める安全衛生教育を行わなければならない。

問 2 労働安全衛生規則に定める医師による健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、定期健康診断の結果については、健康診断を受けた労働者のうち、これを希望する者に通知しなければならない。
- 2 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める場合は、当該労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。
- 4 事業者は、雇入時の健康診断の結果について、健康診断個人票を作成し、これを一定の期間保存しなければならない。
- 5 事業者は、本邦外の地域に6か月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるときは、一時的就業の場合を除き、当該労働者に対し健康診断を行わなければならない。

問 4 作業環境測定を行うべき作業場に係る測定対象A、測定頻度B及び測定に関する記録の保存期間Cの組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

	A	B	C
1	空気中の鉱物性粉じんの濃度	6か月以内 ごとに1回	7年
2	空気中のキシレンの濃度	6か月以内 ごとに1回	3年
3	空気中のカドミウムの濃度	6か月以内 ごとに1回	3年
4	空気中の放射性物質の濃度	1か月以内 ごとに1回	5年
5	空気中の石綿の濃度	6か月以内 ごとに1回	30年

問 5 事業者が健康障害を防止するため、労働者に使用させる呼吸用保護具に関する次のイからニまでの記述のうち、法令上、誤っているもののみの組合せは下のうちどれか。

- イ アンモニア用防毒マスクは、検定の対象とされていない。
- ロ 取替え式防じんマスクは、型式検定の対象とされている。
- ハ 送気マスクは、型式検定の対象とされている。
- ニ 酸素呼吸器は、検定の対象とされていない。

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 ロ ハ
- 4 ロ ニ
- 5 ハ ニ

問 7 事業者が次のイからニまでの装置等を設置しようとするとき、労働安全衛生法に基づき、計画を届け出なければならないもののみの組合せは下のうちどれか。ただし、いずれの場合も、所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- イ 屋内においてトルエンを用いて洗浄作業を行う場所に設置するプッシュプル型換気装置
- ロ 特定化学物質のうちの第3類物質を取り扱う設備で移動式のもの
- ハ 事務所に設ける中央管理方式の機械換気設備
- ニ 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場に設置する全体換気装置

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 ロ ハ
- 4 ロ ニ
- 5 ハ ニ

問 6 化学物質に関する次のイからニまでの記述のうち、法令上、誤っているもののみの組合せは下のうちどれか。

- イ 使用が禁止されている化学物質を試験研究のため使用しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
- ロ 製造許可の対象である化学物質を製造しようとする者は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ハ 新規化学物質を製造しようとする事業者は、あらかじめ、急性毒性についての調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ニ 製造許可の対象である化学物質を一定量以上使用しようとする事業者は、あらかじめ、所轄労働基準監督署長の使用許可を受けなければならない。

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 ロ ハ
- 4 ロ ニ
- 5 ハ ニ

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、作業環境測定士名簿に、法令で定める事項について登録を受けなければならない。
- 2 指定作業場について作業環境測定を自ら行う事業者は、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。
- 3 第1種作業環境測定士は、登録を受けた作業場の種類に対応する指定作業場以外の指定作業場について、デザイン及びサンプリングの業務を行うことができない。
- 4 第2種作業環境測定士は、指定作業場の作業環境測定において、簡易測定機器以外の機器を用いる分析の業務を行うことはできない。
- 5 作業環境測定士試験に合格し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う法令に定める講習を修了した者は、作業環境測定士となる資格を有する。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関になろうとする者は、作業環境測定機関名簿に法令に定める事項について登録を受けなければならない。
- 2 法人格を有する者でなければ作業環境測定機関になることはできない。
- 3 作業環境測定機関の登録を受けるためには、登録を受けようとする作業場の種類についての登録を受けている第1種作業環境測定士が置かれていなければならない。
- 4 作業環境測定機関の職員であった者は、作業環境測定の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 作業環境測定機関は、指定作業場についての作業環境測定を依頼されたときは、正当な理由のある場合を除き、遅滞なく、作業環境測定を行わなければならない。

問 11 作業環境測定において、A測定とB測定を実施した場合の管理区分は、作業環境評価基準に基づき、A測定及びB測定のそれぞれの結果に応じて次表のとおりとなる。次表のイ～ホの□に入る数字の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

	A測定	第1評価値 < 管理濃度	第2評価値 管理濃度 第1評価値	管理濃度 < 第2評価値
B測定				
B測定値 < 管理濃度		第1管理 区分	第 <input type="checkbox"/> 管理 区分	第 <input type="checkbox"/> 管理 区分
管理濃度 B測定値 管理濃度 × 1.5		第 <input type="checkbox"/> 管理 区分	第2管理 区分	第 <input type="checkbox"/> 管理 区分
管理濃度 × 1.5 < B測定値		第 <input type="checkbox"/> 管理 区分	第3管理 区分	第3管理 区分

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
1	2	3	2	3	3
2	1	1	2	2	3
3	1	2	2	3	3
4	2	3	2	3	2
5	1	2	1	2	2

問 10 空気中の有機溶剤の濃度の測定についての作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 一の測定点における試料空気の液体捕集方法による採取時間は、10分間以上の継続した時間としなければならない。
- 2 A測定における測定点は、原則として、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50cm以上150cm以下の位置としなければならない。
- 3 発散源に近接する場所において行われる作業を含む単位作業場所についてA測定を行う場合、測定点のうち一箇所は、その作業が行われる位置に設定しなければならない。
- 4 A測定における測定点の数は、原則として、5以上としなければならない。
- 5 A測定は、作業が定常的に行われている時間に行わなければならない。

問 12 労働安全衛生規則により、事業者が、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない場所として、規定されていないものは次のうちどれか。

- 1 硫化水素濃度が10ppmを超える場所
- 2 炭酸ガス濃度が1.5%を超える場所
- 3 著しく暑熱な場所
- 4 強烈な騒音を発する場所
- 5 有害な光線にさらされる場所

問 1 3 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次のイからニまでの記述について、誤っているものみの組合せは下のうちどれか。

イ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 以下であるときは、換気に際し、労働者を 1 m/s 以上の気流にさらしてはならない。

ロ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 3 m を超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について 10 m<sup>3</sup> 以上としなければならない。

ハ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場では、十分な性能を有する換気設備を設けた場合を除き、窓等の開口部の直接外気に向けて開放することができる部分の面積を、常時床面積の10分の1以上にしなければならない。

ニ 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 ロ ハ
- 4 ロ ニ
- 5 ハ ニ

問 1 4 特定化学物質作業主任者の職務として、法令上、定められているものは次のうちどれか。

- 1 特定化学設備の定期自主検査を行うこと。
- 2 特別管理物質を取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者についての作業の記録を行うこと。
- 3 第 1 類物質を取り扱う作業場について、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置を講ずること。
- 4 作業環境測定結果の評価を行うこと。
- 5 局所排気装置等を 1 か月を超えない期間ごとに点検すること。

問 1 5 有機溶剤中毒予防規則に定める制御風速に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 複数のフードを有する局所排気装置は、当該装置のすべてのフードを開放した場合に、所定の制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。
- 2 囲い式フードの局所排気装置に必要な制御風速は、当該フードの開口面における平均風速をいう。
- 3 外付け式フードの局所排気装置の制御風速は、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速をいう。
- 4 外付け式フードの局所排気装置の制御風速の値は、上方吸引型が最も大きい。
- 5 囲い式フードの局所排気装置の制御風速の値は、外付け式フードのものより小さい。

問 1 6 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 法令に基づき設置する局所排気装置の排気口については、屋外に設けなければならない。
- 2 自然換気が不十分な屋内作業場において、はんだ付けの業務を行う場所に設ける全体換気装置は、労働者 1 人について 10 m<sup>3</sup>/h 以上の換気能力を有するものとしなければならない。
- 3 鉛業務を行う屋内の作業場所では、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止しなければならない。
- 4 法令に基づき設置する局所排気装置の除じん装置は、ろ過除じん方式の除じん装置又はこれと同等以上の性能を有するものとしなければならない。
- 5 法令に基づき設置する局所排気装置については、そのフードの外側における鉛の濃度を、0.15 mg/m<sup>3</sup> を超えないものとする能力を有するものとしなければならない。

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、男性の放射線業務従事者の受ける実効線量が、5年間につき 100 mSv を超えず、かつ、1年間につき 50 mSv を超えないようにしなければならない。
- 2 事業者は、妊娠可能であり、かつ、妊娠と診断されていない女性の放射線業務従事者の受ける実効線量については、3か月間につき 5 mSv を超えないようにしなければならない。
- 3 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の内部被ばくによる実効線量については、妊娠中につき 1 mSv を超えないようにしなければならない。
- 4 事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量については、1年間につき 500 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 事業者は、緊急作業に従事する男性の緊急作業に従事する間に受ける実効線量については、100 mSv を超えないようにしなければならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 特定粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 2 臨時の特定粉じん作業については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、局所排気装置等を設置しなくてもよい。
- 3 法令に基づき設置する局所排気装置の除じん装置は、粉じんの種類がヒューム以外の粉じんである場合には、サイクロンによる除じん方式によることができる。
- 4 法令に基づき特定粉じん発生源に設ける局所排気装置については、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、その結果を3年間保存しなければならない。
- 5 常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別の教育を行わなければならない。

問 1 9 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、燃焼器具を使用する室には、原則として、換気扇その他の換気のための設備を設けなければならない。
- 2 空気調和設備から室に供給される空気については、浮遊粉じん及びホルムアルデヒドの量、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率が規制されている。
- 3 事業者は、中央管理方式以外の空気調和設備を設けている室についても、作業環境測定を行わなければならない。
- 4 事業者は、室の気温が 10 以下の場合には、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、機械による換気のための設備について、2か月以内ごとに1回、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、前回のじん肺健康診断の実施後1年6か月以上常時粉じん作業に従事している労働者が、離職の際にじん肺健康診断を求めたときは、それを行わなければならない。
- 2 じん肺と合併した肺結核にかかっていると認められる者は、療養を要する。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺健康診断の結果じん肺の所見のない者については、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理2である者については、2年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 5 じん肺健康診断の結果に基づくじん肺管理区分は、地方じん肺診査医の診断又は審査により、都道府県労働局長が決定する。